【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年６月28日
【会社名】	アドアーズ株式会社
【英訳名】	ＡＤＯＲＥＳ，Ｉｎｃ．
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　明珍　徹
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目７番12号
【電話番号】	03-5843-8800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　金谷　晃
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目７番12号
【電話番号】	03-5843-8800
【事務連絡者氏名】	取締役　金谷　晃
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成29年６月27日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年６月27日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに対する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金１円　総額139,233,440円

(3) 効力発生日

平成29年６月28日

第２号議案　吸収分割契約承認の件

当社は、平成29年10月１日(予定）を効力発生日として、当社の不動産事業（不動産アセット部門）、店舗サブリース事業及び管理部門以外の全ての事業に関する権利義務のうち、本件吸収分割に係る吸収分割契約に定めるものを当社から100%子会社であるアドアーズ分割準備株式会社（平成29年10月１日をもって「アドアーズ株式会社」に商号変更予定。）へ吸収分割の方法により承継するものであります。

第３号議案　定款一部変更の件

当社は、平成29年10月１日をもって持株会社体制に移行する予定であり、これに伴い、現行定款第１条（商号）及び第２条（目的）の一部を変更し、併せて、平成29年10月１日に効力が発生する旨の附則を設けるもの。

第４号議案　取締役７名選任の件

取締役として、藤澤信義、明珍徹、上原聖司、金谷晃、大出悠史、橋本光代、鷲尾誠を選任する。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

補欠監査役として、黒田一紀を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案 剰余金処分の件	143,861	2,513	0	（注）１	可決　(98.24%)
第２号議案 吸収分割契約承認の件	143,818	2,591	0	（注）２	可決　(98.21%)
第３号議案 定款一部変更の件	143,955	2,454	0	（注）２	可決　(98.31%)
第４号議案 取締役７名選任の件					
藤澤　信義	139,243	7,166	0		可決　(95.09%)
明珍　　徹	139,128	7,281	0		可決　(95.01%)
上原　聖司	139,084	7,325	0		可決　(94.98%)
金谷　　晃	139,093	7,316	0	（注）３	可決　(94.99%)
大出　悠史	139,053	7,356	0		可決　(94.96%)
橋本　光代	139,128	7,281	0		可決　(95.01%)
鷲尾　　誠	139,119	7,290	0		可決　(95.00%)
第５号議案 補欠監査役１名選任の件					
黒田　一紀	139,379	7,030	0	（注）３	可決　(95.18%)

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上